

# 令和5年第1回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程 第1号

日時 令和5年3月6日（月曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程 1  |         | 会議録署名議員の指名  |
| 日程 2  |         | 会期の決定について   |
| 日程 3  |         | 諸般の報告   |
| 日程 4  |         | 行政報告  |
| 日程 5  |         | 町政執行方針  |
| 日程 6  |         | 教育行政執行方針  |
| 日程 7  | 請願第 1号  | 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める請願               |
| 日程 8  | 議案第 2号  | 鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について                                   |
| 日程 9  | 議案第 3号  | 鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について                                   |
| 日程 10 | 議案第 4号  | 報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程 11 | 議案第 5号  | 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程 12 | 議案第 6号  | 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程 13 | 議案第 7号  | 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 8号  | 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程 15 | 議案第 9号  | 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程 16 | 議案第 10号 | 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する                                 |

条例の制定について

- 日程 17 議案第 11号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 18 議案第 12号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 19 議案第 13号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 20 議案第 14号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 21 議案第 15号 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程 22 議案第 16号 令和4年度鹿追町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程 23 議案第 17号 令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 24 議案第 18号 令和4年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程 25 議案第 19号 令和4年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 26 議案第 20号 令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程 27 議案第 21号 令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程 28 議案第 22号 令和4年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程 29 議案第 23号 令和5年度鹿追町一般会計予算について
- 日程 30 議案第 24号 令和5年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程 31 議案第 25号 令和5年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

- 日程 32 議案第 26号 令和5年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 33 議案第 27号 令和5年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 34 議案第 28号 令和5年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 35 議案第 29号 令和5年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 36 議案第 30号 財産の取得について
- 日程 37 発委第 1号 鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

2 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 清水 浩徳議員  | 2番 山口 優子議員 | 3番 畑 久雄議員   |
| 4番 台蔵 征一議員  | 5番 加納 茂議員  | 6番 川染 洋議員   |
| 7番 狩野 正雄議員  | 8番 埴渕 賢治議員 | 10番 上嶋 和志議員 |
| 11番 安藤 幹夫議員 |            |             |

4 欠席議員（1人）

- 9番 吉田 稔議員

5 本会議に説明のため出席したもの

- |          |         |
|----------|---------|
| 町 長      | 喜 井 知 己 |
| 教育委員会教育長 | 渡 辺 雅 人 |
| 代表監査委員   | 野 村 英 雄 |
| 農業委員会会長  | 菊 池 輝 夫 |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

- |         |         |
|---------|---------|
| 副 町 長   | 松 本 新 吾 |
| 総 務 課 長 | 葛 西 浩 二 |

総務課財政担当課長	菊池光浩
会計管理者	富樫靖
総務課主幹（消防署長）	内海卓実
企画課長	草野礼行
町民課長	平山宏照
保健福祉課長	西垣慎也
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	檜山敏行
農業振興課環境保全センター担当課長	城石賢一
商工観光課長	松井裕二
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	高井宏行
瓜幕支所長	東原孝博
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	渡邊恒義

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和5年3月6日（月曜日） 午前10時00分 開議

○議長（安藤幹夫）

ただいまから、令和5年第1回鹿迫町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、説明員を最小限の出席により会議を行います。

ここで御報告いたします。吉田稔議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤幹夫）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により5番、加納茂議員、6番、川染洋議員を指名します。

---

日程2 会期の決定について

○議長（安藤幹夫）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月22日までの17日間と決定いたしました。

---

日程3 諸般の報告

○議長（安藤幹夫）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和4年11月分、12月分、令和5年1月分の出納検査報告書及び

令和4年度定期監査実施報告書が提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程4 行政報告

○議長（安藤幹夫）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和5年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告を申し上げます。

まず1月の27日、しかりべつ湖コタンの開村式が行われました。第42回目になります。開村式には町内外から76名、その後の祝賀会には42名の方の御参加をいただいたところでもあります。

まず15時からの開村式では、井上実行委員長の挨拶・開村宣言・村旗掲揚、そして会場の案内の後、大塚賢太郎さんのアイスコンサートが行われました。またその後、ホテル風水のレストランで祝賀会、祝賀会はおそらく3年ぶりかと思えますけれども、まだコロナの感染拡大防止の観点ということで立食で短時間という中で開催をさせていただきました。

バイオの余剰熱活用をした特産品のチョウザメ、これの竜田揚げ、あるいはマンゴーソース・干しいも・ミニトマト・レタスあるいは町内の特産品、チーズ・ヨーグルト・パン・ハム・ソーセージそれから卵、あるいは鹿追高校の生徒さんが開発されたホエイパン・ジャガイモアイス・クッキー、これらを軽食として提供をさせていただいたところでもあります。本当に3年ぶりの開村式、大変皆さんに喜んでいただいたかなと思います。

こちらこの12日までということでもあります。最近ちょっと急に暖かくなっておりますけれども、私も何回か行かせていただきましたけれども、ホテルも期間中ずっと満室ということでもありますし、観光バスも結構来ているということで、今年は相当の入場者数になるのではないかと期待をしているところでもあります。

次に2月1日には、私の出前トークということで公民館の中鹿追分館、それから同じく北鹿追分館にお邪魔をさせていただきました。中鹿追の方では参加者が23名、北鹿追では20名ということでありました。なるべく皆さんとの懇談ということを中心とするということで、町の方からは説明事項を私の方から簡単に、ゼロカーボンの取組を説明させていただ

いて、その後全体で1時間という中で意見交換をさせていただきました。

両方の行政から共通している部分では当然地域の道路のこと、それから老朽化している公民館の修繕・改修・子育て・少子化、あとコロナ禍でのイベント開催のあり方等々多岐にわたって御意見や御要望をいただいたところでもあります。

たくさんお話もいただきましたので、今担当課の方に指示をして整理をして、早急に対応できるものは速やかに取り組んでいきたいと思っております。また、当然時間がかかるものもありますので、内容等精査をしまいたいと思っております。

同じく2月1日ですけれども、東京ビッグサイトにおいて令和4年度新エネ大賞の表彰式が行われました。私今申し上げた地域との出前トークの約束を早くからしていたということもありますので、この表彰式には松本副町長が出席をしております。

この新エネ大賞は、一般社団法人新エネルギー財団が主催をしているものでありまして、化石燃料に頼らない事業に取り組む企業や団体などを表彰するものでもありまして、今回の受賞は、本町の自営線ネットワーク・太陽光を利用した自営線ネットワークの取組が評価をいただき新エネルギー財団会長賞、銅賞に相当するということですが、これを受賞をしております。

この表彰式には本町はもちろんですが、一緒に事業を進めたアルス・ゼータ(帯広)、それから伊藤組土建(札幌)、それからパシフィックコンサルタンツ(東京)この、4者が共同で表彰を受けたということでもあります。

この自営線ネットワークの取組については、昨年度、令和3年度北海道経済産業局の「北国の省エネ・新エネ大賞」の最高賞である大賞もいただいております、道内あるいは道外にも本町の取組が広く認知をいただいていると感じているところでございます。

次に、2月2日から3日にかけてましてバイオマス産業都市の推進協議会の諸行事が行われました。

私はこの産業都市の理事をさせていただいているとともに、バイオマス部会と木質バイオマス部会、二つの部会がありますが、バイオマス部会の方の部会長ということでさせていただいております。

2月2日は理事会、それからバイオマス部会これらを開催いたしまして、この産業都市は毎年3月にこの協議会として国に対して様々な申し入れを行っております。これらの提言の内容について、私の方では特にバイオガス事業の要望等について皆さんと協議をして、今後バイオマス産業都市構築に関わる政策の継続と、これらの強化を骨子としたF I

T・FIP関連で地域で活用できる熱量、あるいは温暖化対策に資する脱炭素先行地域への加算措置及びバイオマス関連の技術開発の内容についてその提言内容について確認をさせていただいたところであります。

また、このバイオマス産業都市につきましては、国の7府省が関係をしております。内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、この7府省が関係しているということでありますけれども、この7府省の方から国の政策や予算等についての情報提供の場も設けられたところであります。

この情報提供にはバイオマス産業都市の推進協議会の会員約90名が参加をしていただいたところであります。そしてもう一つ、この産業都市の推進シンポジウムということで推進協議会の会員110名が参加をしてシンポジウムが開催されました。

同時にWebの開催もされたということで、多くの方の参加をいただいたところであります。シンポジウムでは東大大学院の秋元教授の基調講演の後、本協議会の副会長である太田副会長から脱炭素先行地域、真庭市長さんでいらっしゃいますので、真庭市長さんからのお話、それから愛知県の半田市から半田市のバイオマス産業都市構想の事例報告をいただきました。その後2部では今御講演をいただいた方が登壇し、本協議会の裕会長、興部町長の裕会長がモデレーターを務めて、バイオマス事業の今後の事業の課題と今後の展望と題してパネルディスカッションが行われたところでございます。

次に2月の6日ですけれども、株式会社ヴォレアスとの連携協定の締結式を行いました。スポーツ振興の他、温暖化抑止などの環境問題に取り組むプロバレーボールチーム「ヴォレアス北海道」を運営する株式会社VOREAS（ヴォレアス）と脱炭素を核とした地域創生に関わる連携協定を締結したところであります。

株式会社VOREASは2021年に独自の環境宣言を発表するなど、環境配慮に対する意識が非常に高い企業さんでいらっしゃいますので、本町の脱炭素の取組に強い御関心をいただいたことから協定の締結に至ったものであります。

協定の項目といたしましては、脱炭素を核とした地方創生の実現、二つ目は脱炭素とスポーツをコンセプトにした事業の実施、これらが柱であります。お互いに連携をしながらスポーツも含めた地方創生、そして脱炭素社会の実現に取り組んでいきたいと思っております。

次に2月の8日には帯広鹿追会の松原会長さんと郡谷幹事長さんがお見えになりまして、本町に対する御寄附をいただきました。高齢者福祉の方に使ってほしいという趣旨でござ



いました。

帯広鹿追会は今年度というか令和5年になってからだと思えますけれども設立50年。実は昨年が正式に言うと50年なのかなと思えますけれども、この3年間なかなかどこもそうですけれども事業も行えなかったということで、何とか今年度50周年の事業を実施していきたいというお話をいただきました。

どこの組織にも共通するところですが、会員の皆さんの高齢化、それからなかなか若い人が加入できない、されていないということもあって会の運営も正直大変だという話もお伺いをしたところでございます。

次に2月13日から15日にかけて鹿追町01農業塾の移動塾が行われました。

これも久しぶりの開催ということで、塾生の皆さんは今回参加者は21期生と22期生で5名の参加で、塾生は13日から東京に入りまして、まずスカイツリーや浅草寺などの見学、そして14日には午前中に北海道フーディストとや東京駅などを見学した後、午後から衆議院の議員会館で中川ゆうこ衆議院議員との懇談、そして農水省の職員を講師に招いての研修会を行なったところであります。

大きく内容としては畑作・酪農・畜産の現状と課題について、それから二つ目は食料安全保障と新「食料農業農村基本法」の方向性についてということでそれぞれの担当の方からお話をいただきました。塾生の皆さん本当に真剣に講演を聞いておりまして、質問も積極的にするなど非常に有意義な研修であったと思っております。

私と木幡JA組合長についてはこの研修会から参加をさせていただきました。この研修終了後、夜に中川代議士も交えて懇親の場を設けさせていただいたところでございます。

それから2月の16日ですけれども、帯広防衛支局の土門支局長さんがお見えになりまして、いわゆる昨年12月に閣議決定をされた国の安全保障政策に関する文書、いわゆる「防衛3文書」の内容についての御説明をいただいたところであります。

外交防衛の基本方針となる安全保障戦略は2013年に策定以来初めての改定ということでございまして、2018年に策定をされた「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」もそれぞれ「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」、こういうふうに名称も改められたものであります。

今回改定された3文書のうち一つ目の「国家安全保障戦略」については国家安全保障に関する最上位政策文書ということでありまして、従来の外交や防衛に加え経済安保やサイバー、情報等の国家安全戦略に関する分野の政策に戦略的な指針を与える内容となり、二

つ目の「国家防衛戦略」については防衛の目的を設定し、それを達成するための方法と手段、これらを示す内容となります。

三つ目の防衛力整備計画は我が国として保有すべき防衛力の水準を示し、自衛隊の体制を示すものとなっております。鹿追駐屯地につきましても、皆さん御承知のとおり今年度末で新たな部隊が編成されるなど改編が行われる予定となっておりますが、引き続き関係協力諸団体と連携をして我が鹿追駐屯地の維持拡充運動、これをしっかりと進めていきたいと思っているところであります。

次に2月22日には鹿追町次世代農業経営対策協議会ということで3回目の会議になるかと思えます。

私それからJAの木幡組合長、事務局も務めていただいております農業委員会の菊池会長、それから町・農協・農業委員会それぞれの課長が出席をしております。

今回は新たに農業改良普及センターの職員にも加わっていただきまして新規就農、第三者継承の道内における事例の御紹介をいただき、これらの制度支援策についてもいろんな御助言をいただいたところであります。

本町で取り組む場合の課題、農地価格・賃借料あるいは土地の需給動向、なかなかいろんな難しい状況であるという認識でありますけれども、本町にとってより良い方法を検討すべき時期に来ているという認識は参加の皆さんが一致したところであろうかと思えます。

今後も普及センター、あるいは農業公社をはじめとする関係機関に情報提供・対策について御協力をいただくとともに、道内他地域の先進事例の調査研究も継続的にしていく予定と考えております。

次に2月26日ですけれども、鹿追町白蛇姫舞保存会の創立50周年の記念式典が町民ホールで行われました。

保存会の皆様それから来賓それから今回50周年でこの保存会に功績のあった方々の表彰者12名を含めて約80名近くの参加のもと、保存会の50周年をお祝いしたところであります。

保存会は昭和48年の創立で、今年度で50周年ということでもあります。この間の保存会の活動、御活躍は皆さんも既に御承知のとおりであります。特に台東区の浅草文化まつりの出演など、道内はもとより道外での活動も重ねるとともに、郷土芸能としての地位をしっかりと確立しているところであります。

近年は平成27年に「北海道文化団体協議会賞」あるいは令和3年には「北海道地域文化

選奨特別賞」これらの表彰を受けるなど大きく評価がされているところであります。

今後さらに次の10年20年ということになろうかと思えますけれども、この50周年記念事業ということで、舞手や姫の衣装更新等々も町が補助をして実施されたということで、これからも次の世代に向けてしっかりとこの保存会の活動を継続して行ってほしいと思っていますところでもあります。

次に3月の3日には陸上自衛隊の古屋司令が3月13日付けで転出をされるという内示が出たということで、古屋司令の離任に伴う挨拶ということで役場にお出でをいただきました。議会の安藤議長さん基地対策委員の皆様、あるいは自衛隊協力会、関係諸団体の皆様も御同席をいただきました。

古屋司令は、令和3年12月に鹿追に着任されたということで、期間が1年3か月足らずということで非常に短い期間でありましたけれども、その期間、昨年自衛隊駐屯地の記念行事も外部の少数でありましたけれども来賓を招いて実施できたということ、そういったお話もありました。

次のお仕事、赴任先は市ヶ谷の防衛省の陸上幕僚監部ということで、副監察官ということでの勤務とお聞きをしているところであります。なかなか鹿追駐屯地と直接的な関係は少ないのかもしれませんが、いずれにしても引き続き鹿追の応援団ということでいろんな機会を通じていろいろお願いをしていきたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして行政報告といたします。ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

これから行政報告に対する質疑を行います。

4番、台蔵議員。

○4番（台蔵征一）

2月の8日に株式会社いただきますカンパニー井田代表が来庁されているのですが、2年続けて瓜幕のライディングパークで夏に大阪の高校生を引き連れて来ていただいてイベント、人間ばん馬のイベントを開催していただいているわけですが、今年がどうなのかということで、情報があれば報告願いたい。

○議長（安藤幹夫）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、2月8日ということで鹿追に来ていただきました。そのときは直接人間ばん馬の

お話も話題の中でありましたけども、今年の実施についてという具体的な話は多分なかったかなと思うのですが、非常に人気のあるイベントでもあるので、同様に引き続き実施をしていただければなと私は思っております。

○議長（安藤幹夫）

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

これで行政報告を終わります。

---

日程 5 町政執行方針

○議長（安藤幹夫）

日程 5、町政執行方針を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和 5 年第 1 回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、町政執行の方針を申し上げます。

私が令和の幕開けと同時に町長の職責を担って以来、1 期 4 年の任期を終えようとしております。本年の 4 月には統一地方選挙が行われるということから、令和 5 年度当初予算案につきましては骨格の編成、こういう形であることを御理解いただきたいと思っております。

私は町長就任以来、今日まで町民皆様が鹿追住んでよかったとっていただけるよう、地域で子育てを応援し、次世代が安心し、誇りを持ち、暮らし働けるまちづくりを推進するといたしました大きく八つの項目を公約に掲げ、町政の運営にあたってまいりました。

これら公約の大半につきましては達成もしくは着手することができたと考えております。これもひとえに議員各位をはじめ各関係機関、町民皆様の御理解によるものと心から感謝を申し上げます。

この 4 年間に振り返りますと、新型コロナウイルス感染症との闘いの中、安心して暮らせるまちづくりの実現のため、直面する課題に全力で取り組んできたところであります。

町内全域に光ファイバー網を整備し、スマート農業とオンライン教育の環境を整えることができました。また 1 年延期とはなりましたが、開町 100 年を記念する行事についても可能な限り実施をすることができました。

鹿追型ゼロカーボンシティ宣言及び国の脱炭素先行地域選定によりバイオガス、太陽光、水素など様々なエネルギーを活用し、二酸化炭素削減と本町の課題解決に向けた先進的な取組を実施しているところであります。

また、子育て支援の拡充、教育のICT化、ジオパークの再認定など本町が発展していくための各種事業につきましても着実に進めることができたと考えております。

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつありますが、コロナ禍の影響の長期化、原油や穀物等の国際価格の上昇により物価が高騰し、地域経済へ影響を及ぼし続けております。

本町の基幹産業である農業、とりわけ酪農については生産コストの上昇、生乳生産の抑制、子牛価格の下落など厳しい経営環境に置かれています。食料安全保障の観点からも、国や道に対して引き続き支援を求めていくことが必要と考えております。

このような不安定な社会情勢にあっても、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、将来にわたって持続可能な行政サービスの提供ができるよう、デジタル技術の積極的な導入を進めてまいります。以下、諸般について申し上げます。

当初予算及び財政状況について申し上げます。

令和5年度当初予算の規模は、一般会計が68億8,200万円で前年比0.4%、2,600万円の増、6特別会計を加えた全会計の総額は95億1,500万円で、同0.9%、8,900万円の増となっております。

一般会計、特別会計ともに「骨格予算編成」ではありますが、一般会計につきましては継続費・債務負担行為として設定されている大型事業や継続的及び緊急性の高い事業と行政の継続性の観点から必要な額を計上いたしました。

その主な事業といたしましては、カーボンニュートラルの推進で約1億8,000万円、物価高騰対策・感染症対策・ICT利活用の推進で約9,500万円、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備で約6,700万円、鹿追高等学校支援の拡充で約6,000万円、子育て・教育・スポーツ環境の充実と文化の振興で約1億7,000万円、防災・減災、国土強靱化の推進で約3億1,000万円、地域経済を支える農業、商工業の振興で約1億1,000万円等であります。

歳入では、町税は農業所得などの動向を勘案し、前年度比0.1%減の8億5,600万円、地方交付税は地方財政計画等を勘案し、1.9%増の29億300万円、分担金及び負担金は道営農業農村整備事業分担金など78.1%増の2,600万円、国庫支出金は地域脱炭素移行・再

エネ推進交付金や重層的支援整備事業交付金が増加しましたが、新型コロナウイルス関連交付金や障害防止対策事業等の大型事業や継続事業の事業費減により 22.2%減の 4 億 200 万円、繰入金は電気料、燃料費の高騰による経常的経費の増加等により 19.6%増の 6 億 4,400 万円、町債は鹿追中学校大規模改修事業の完了、臨時財政対策債の減により 48.2%減の 1 億 4,700 万円を計上いたしました。

歳出では、行財政改革の取組として 3 年目となる「経常経費の枠配分方式」による予算編成を継続実施し、職員一人一人が急速に変化する社会の状況や多様化する町民ニーズを的確に把握し、行政サービスの質の低下を招かないよう必要な予算を確保いたしました。

本町の令和 3 年度における財政状況は、経常収支比率につきましては前年度比 1.7 ポイント減の 78.6%と改善されており、財政健全化法に基づく実質公債費比率についても前年度比 0.7 ポイント減の 9.6%、将来負担比率についても前年度比 19.3 ポイント減のマイナス 25.3%であり、適正な財政状況を維持していると考えております。

第 7 期鹿追町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、「鹿追型ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえ各種事業を進めるとともに、行財政改革を進め財政基盤の強化を図り、福祉・農業・観光・教育の全般にわたり鹿追町に愛着と誇りを持ち、活力あるまちづくりを進めてまいります。

最初にまちづくり関係について申し上げます。

鹿追型ゼロカーボンシティにつきましては鹿追町ゼロカーボンシティ推進戦略に基づき、バイオマスプラントの取組を核としながら、町民一体となって脱炭素を推進してまいります。

また、昨年 4 月に国の脱炭素先行地域に選定されたことから、家庭や事業所などの民生部門をはじめ、様々な部門での脱炭素化を促進し、懸案となっております公共施設等の改修等も進めてまいります。

国際交流関係につきましては、コロナ禍で中断していた訪問団の受け入れや長期滞在体験など、ストニイプレイン町との対面での事業を再開し、さらなる交流促進を図ってまいります。

地域間交流事業につきましては、東京都台東区と締結しております連携協定に基づき、ふるさと交流ショップへの出店や相互間の子供交流などを通じてさらなる連携を強化してまいります。

企業連携により地域課題の解決を模索する鹿追型ワーケーションの取組につきましては、

本町独自のショートステイプログラム「シカソン」を中心に、町内関係事業者等と連携し関係人口の拡大を図ってまいります。

陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、昨年12月に防衛3文書が閣議決定され、今年度末に第5戦車大隊の改編と新たな部隊が編成されることから、その移駐を歓迎するとともに、町議会・関係団体・町民皆様及び警備地区の御理解と御協力をいただきながら維持拡充運動を引き続き進めてまいります。

情報発信関係につきましては、防災行政無線や広報誌、SNSによる情報提供の他、鹿追町お知らせアプリ「ミジカ」などによりリアルタイムに情報を発信してまいります。

町民生活関係について申し上げます。

町税につきましては、町民皆様の深い御理解と納税意識に支えられ、高い収納率を維持しており、今後もきめ細やかな納税相談を継続し、税の理念である公平公正を図りながら、正確な課税と納税を推進してまいります。

防災・防犯・交通安全につきましては、住民参加型の「防災・防火フェスタ」を消防署とともに実施し、防火訓練や各種展示により防災啓発を行い、地域住民の御協力と各種団体との連携により、安心して住みよいまちづくりを推進してまいります。

生活環境関係につきましては、ごみの広域共同処理を適切に行い、リサイクルにより廃棄物の減量化に努めてまいります。また、エキノコックス駆除事業を継続し、住民の感染予防と生活環境の向上を推進してまいります。

戸籍窓口関係につきましては、法令遵守のもとで適正な事務処理を行うとともに、総合案内窓口としてICT化による利便性の向上と丁寧な対応に努めてまいります。

瓜幕支所関係について申し上げます。ウリマックホール及びうりまく夢創造館での地域の自主的な活動や文化活動を推進するとともに、ライディングパーク・道の駅うりまく・パークゴルフ場を活用した情報発信とイベントを開催し、自然体験留学センター・うりっ子ルームが行う事業と連携し、ジオパーク推進課と一体となって地域の振興と観光振興を推進してまいります。また、自然体験留学センター改築に向けた準備を計画的に進め、災害発生時に避難拠点となるウリマックホールへ停電時に水素自動車の「ミライ」を有効かつ利用できるよう、施設の機能強化を図ってまいります。

農業関係について申し上げます。

令和4年度の本町の農業は作付け作業時から強風・少雨、その後6月には低温、7月は日照不足これらのことにより収量としては平年並みとなりました。また、生乳生産におい

でも生産調整が行われ、さらに営農資材の高騰と大変厳しい状況の中ではありましたが、農業生産額につきましては歴代4位となる237億9,800万円ということになりました。

このような結果を出されましたことは農業者皆様の御努力はもとより、JAをはじめとする関係機関の御尽力によるものと改めて敬意を表する次第でございます。

農政・畜産関係全般につきましては、持続可能な農業の確立に向けて国・道及び関係機関としっかりと連携をとりながら対応をまいります。

また、JAと連携し伝染性乳房炎罹患対策等の農業支援を継続し、経営の安定化、そして競争力強化を支援・推進してまいります。

農業農村整備事業につきましては、道営事業も引き続き実施するとともに、笹川地区国営かんがい排水事業、これにつきましては新規採択として令和5年度より着手する見込みでありまして、早期の完了を目指してまいりたいと思います。

環境保全センター事業につきましては、安定的かつ適正な運営に努めるとともに、バイオマスエネルギーの有効活用を推進してまいります。

未整備地区のバイオガスプラント整備につきましては、事業費予算の確保、系統接続等の協議、これらを進め建設に向けての検討を進めてまいります。

また、しかおい水素ファーム事業については、水素エネルギーのさらなる利活用を推進してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鹿追ハンティングクラブと連携し、対策の継続と自己防衛の観点から狩猟免許を取得するための支援、これを継続してまいります。

農業委員会関係について申し上げます。

農業者の公的代表機関として農地の確保と担い手の集積・集約等を図り、効率的な農業経営の支援に向けた農地行政を推進してまいります。

後継者育成、新規就農など担い手対策につきましては、鹿追町の農業に適合し安定的な所得が確保できるよう、関係機関との協議を継続し、具体化に向けた検討を進めてまいります。

また、農業や農地に関する相談、農業者年金の加入促進や農業青年交流事業を推進し、農業者の生活の安定と福祉向上を図ってまいります。

保健福祉関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、国の方針に基づきワクチン接種体制を整備してまいります。



また、特定健康診査の受診率向上に努め検査項目の充実とともに、第3期データヘルス計画策定に向けた健康課題の分析を行い、きめ細やかな保健指導に努めてまいります。

さらに、後期高齢者が住み慣れた地域で長く健康に暮らせるよう、新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」、に取り組み支援体制を整えて参ります。

国民健康保険事業につきましては、北海道及び国保連合会と連携を密にし、効率化と安定化を図ってまいります。

子育て支援につきましては、子育て世代包括支援センターを中心に、「出産・子育て応援事業」による妊産婦の孤立や不安に対する伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に行い、妊産婦が安心して出産・子育てできる環境を整備し、引き続き子供医療費の無料化を実施してまいります。

また、母子保健対策強化事業として、主に3歳児健診の視力検査に活用する屈折検査機器を新たに導入し、弱視等の早期発見・早期治療につながるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、医療機関、福祉関係事業所等と協力して在宅医療・介護連携を推進するなど地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

また、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、若い世代から認知症を正しく理解してもらえる機会や見守り体制など、広く町民に普及啓発してまいります。

さらに高齢者等の権利擁護を推進するため、社会福祉協議会と連携して成年後見制度等の利用支援や権利擁護人材支援体制の構築を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、就労継続支援B型事業所の立ち上げの支援を行うとともに、福祉サービスの充実や地域自立支援協議会の活性化を図ってまいります。

生活困窮者支援につきましては、社会福祉協議会や民生委員などと連携を図り、生活困窮者の相談や早期把握に向けた取組を進め、自立に向けた支援の充実に努めてまいります。

福祉重層的支援につきましては、複雑化・複合化している世帯全体の相談援助を行う「相談支援包括化推進員」を配置し、訪問等による支援や他機関と協働した支援体制を整えてまいります。

子供・子育て関係について申し上げます。

子供政策の総合調整・司令塔機能を担う「こども家庭庁」と、子供施策の基本理念を定めた「こども基本法」が令和5年4月1日からスタートいたします。

これら国の施策の動向を注視しつつ、今後、新たな仕組みや制度改正の対応を図りなが

ら町の子育て支援の現状とニーズを分析・勘案して、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に着手してまいります。

特別支援教育や医療的ケア児、困難を抱える親御さんへの必要な措置を講じるとともに、子育て支援の見守り体制を広く周知し、関係機関と連携を図りながら、子育て家庭の様々な支援の充実に努めてまいります。

また、昨年導入しました登降園システムやアプリを活用して、保護者の負担軽減を図るとともに、サービスの充実に努めてまいります。

商工観光関係について申し上げます。

コロナ禍の影響を受けて商工業・観光業等も厳しい状況にありますが、今後も適切で効果的な支援を講じてまいります。

また、民間企業との連携を積極的に行い、新たな観光・物販資源の創出を図ります。

チョウザメ事業につきましては、魚肉の安定的な販売と鹿追産キャビアの開発を行い、商品化を目指してまいります。

マンゴー栽培につきましては、品質の確保と安定した収穫が図られており、引き続き農村青年会と連携協力しながら栽培研究と販売促進に努めてまいります。

ふるさと納税につきましては、寄附者が求めているニーズを的確に捉え、魅力ある返礼品の調査分析を行い、寄附額増加に向けた新たな方法に取り組んでまいります。

サイクルツーリズムにつきましては、鹿追版サイクルコースの認定申請を行い、自転車を活用した新たな観光価値を創造して、観て・食べて・体験する、鹿追ならではの魅力を探求してまいります。

道の駅しかおい再整備及び然別湖エリアゼロカーボンパーク化につきましては、協議会を設立するとともに関係機関と連携し検討をしてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。ジオパーク活動を通じ地域の貴重な自然、文化遺産の保全と気候変動問題をはじめとする社会問題問題への関心喚起、各所と連携しての教育・観光振興・防災等に取り組んでまいります。

また「凍れ」をテーマとするジオパーク地域として、研究者と協力し、気候変動に脆弱な自然遺産の調査研究を推進してまいります。

これらの活動を「鹿追型ゼロカーボンシティ」と協調して行い、ジオパークの理念でもある持続可能な地域づくりに努めてまいります。

建設関係及び花とみどり関係について申し上げます。

道路関係につきましては、年間を通じ安心・安全に通行していただけるよう、適切な維持管理に努め、維持修繕を順次進めるとともに継続して整備を進めている路線の早期完成を図ってまいります。

また、橋梁関係につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を基に令和3年度から進め、最終年度となる「クテクウシ橋・橋梁解体工事」に取り組んでまいります。

建築関係につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基に、継続して白樺団地および新生団地の解体と南町団地の外部修繕を進めるとともに、瓜幕南団地の外部修繕に着手してまいります。

今後も公営・町営住宅の維持修繕に努め、住環境の整備に取り組んでまいります。

花とみどり関係につきましては、「環境美化宣言」を基に関係団体と町民皆様方と連携を図り、花とみどりを取り入れた彩り豊かな美しい「花とみどりのまちづくり」を推進してまいります。

また、町内各公園が安全で安心して利用でき、誰からも親しまれる公園になるよう、「しかりべつ川公園パークゴルフ場」及び「しかおいG E O P（ジオ）パークゴルフ場」これらを中心に適切な管理運営に努めてまいります。

水道関係につきましては、「安全で安心な水」の供給と適切な維持管理に努め、引き続き東瓜幕地区の整備を進めるとともに、市街地区において取水施設の老朽化対策として新たに井戸を掘削し、取水施設の整備、これを順次進めてまいります。

下水道関係につきましては、鹿追町浄化センターの機器更新事業に着手するとともに、瓜幕浄化センターの機器更新に向けた計画策定、あるいは施設更新の事業を進めるとともに、個別排水処理施設設置事業についてはこれを継続して、町内全域において生活環境の整備向上に努めてまいります。

消防関係について申し上げます。

近年の災害状況は観測史を上回る豪雨、これらをはじめ台風や地震など様々な災害が発生し、全国各地で甚大な被害が発生しております。このような状況を踏まえ、消防施設整備の充実強化といたしまして、消防装備品の更新、これを計画的に進めてまいります。

また、防火・防災思想の普及・啓発につきましては、「防災・防火フェスタ」を開催しまして、地域防災力の充実強化・火災予防対策の推進、これに取り組んでまいります。

教育関係について申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、グローバル化、デジタル化の加速度的な進展な

ど、私たちを取り巻く環境は大きく変化をしております。

感染症拡大の影響、国際紛争による社会の不安定化など、予測困難な時代とも言われております。このような状況の中で必要となる教育を追求し、「まちづくり」と調和しながら本町教育の基本的な方針を目指す「鹿追町教育大綱」を策定し、生涯にわたって探求し続けるまちづくりを推進してまいります。

学校教育につきましては、誰一人取り残すことなく全ての子供たちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の実現に向け、幼小中高一貫教育の推進と鹿追小学校体育館改修及び屋外大型遊具整備など教育環境を整備し、本町の最高学府である北海道鹿追高等学校の持続的な発展に向けた支援策を強化してまいります。

また、国際的な感覚と視野を持つ人材を育成するため、義務教育も含め文部科学省が普及促進する教育プログラム「国際バカロレア」の認定に向けた研究と準備を進めてまいります。

学校給食につきましては、各種賄材料等が高騰する中ではありますが、給食費の無償化を継続するとともに、予算措置を拡充し、そしてさらなる地産地消これを進めていきたいと思っております。

社会教育につきましては、生涯にわたって学び続ける町民のため、各種社会教育施設が果たす役割の充実強化を図るとともに、神田日勝記念美術館の開館 30 周年に向けた画業顕彰の取組や、「新図書館建設検討委員会」の答申を受け、今後の図書館の方向性について検討をしてまいります。

また、町民皆様の体力向上と心身の健康保持を図るため、引き続き体育連盟などの各団体と連携するとともに、運動公園スキー場のゲレンデ拡張など、スポーツ環境の整備や各種活動の充実などスポーツの振興を推進してまいります。

町立国民健康保険病院関係について申し上げます。

町立病院の医療体制を安定的に確保することは、町民生活の安心・安全を確保するうえで最も重要であり、町民の健康と命を守るため地域における基幹病院として、通常診療に加え訪問診療や専門科診療を継続して実施するとともに、疾病予防や治療・リハビリを効果的に結び付け、適切な医療を提供してまいります。

また、「公立病院経営強化プラン」をベースとし、町立病院の地域における役割を明確にしながら、医療サービスと費用対効果の両面を十分に考慮し、経常収支の改善に取り組んでまいります。

以上令和5年度町政執行方針について私の所信を申し上げさせていただきました。

新年度の予算案は冒頭で申し上げたとおり骨格編成ではありますが、継続事業や緊急性の高い事業については金額の多寡に関わらず、原則予算化をさせていただいたところであります。

健全財政を維持しつつ限られた財源を駆使し、町民皆様の幸せのため職員一丸となって努力する覚悟であります。

どうか皆様のより一層の御支援、御協力を心からお願いを申し上げまして、町政執行方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

これで町政執行方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程6 教育行政執行方針

○議長（安藤幹夫）

日程6、教育行政執行方針を行います。

渡辺雅人教育長。

○教育長（渡辺雅人）

令和5年第1回定例会の開会にあたり、鹿追町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、ICTやグローバル化の進展などにより、人々の価値や生活様式が大きく変わり、従来の知識や経験では解を見出すことが難しい時代となっております。

このような変化の激しい時代にあって、町民が様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくためには、自らの良さや可能性を認め、多様な人々と連携協働しながら、それを生かしていくことが大切です。このため、社会教育と学校教育を両輪として必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

以下、令和5年度において重点的に取り組む政策を申し上げます。

生涯学習を進めづくりとして、第一は、生涯にわたって学び続けるための環境づくりについてであります。

人生100年時代においては、一つの仕事にとどまらず、生涯に二つ、三つの仕事に就くことや働きながら、また引退後にボランティアなどにより地域や社会の解決課題のために活動することがより一般的になると考えられます。

こうしたライフサイクルの中では、学校教育において本町が取り組んでいる幼小中高一貫教育などにより、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を身に付けるとともに、学校卒業後においても、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことが必要となります。

このため、現在策定中の教育大綱並びに第5次生涯学習中期計画に基づき、学校や公民館・図書館・美術館などの社会教育施設をはじめとする学びの場を拠点として、地域の学びを支える人材を育成していくとともに、地域学校協働活動の推進や関係機関、団体等と連携協働を進め、それぞれの「学びの場」が実施する地域の課題解決などの取組を支援することを通じて、学習機会の充実を図ってまいります。

鹿追高校の持続的な発展に向けた支援として、中学校卒業生数の減少など、高校を取り巻く環境は大きく変化し、また地域創生における高校への期待はこれまで以上に大きくなっております。

本町においては、社会に人材を送り出す最終段階の教育の場である北海道鹿追高等学校は、人材育成の面においても、まちづくりの面においてもその役割は重要であります。

鹿追高校の持続的な発展は本町の重要な課題の一つであることから、鹿追高校に通う生徒家庭の教育費負担の軽減を図り高校の特色化・魅力化を一層推進してまいります。

スポーツ、芸術文化に親しむ環境づくりとして、スポーツや芸術文化を通じた活動や交流は地域コミュニティの形成や活性化に大きな役割を果たしており、地域の誰もがそれぞれの年代や関心、適性などに応じて日常的にスポーツや芸術文化に親しむことのできる機会や環境を整えていくことが必要です。

このため、スポーツ・芸術文化を支える人材を育成していくとともに、公共スポーツ施設や文化施設の充実・改善、学校部活動の再編など、町民のニーズに対応した多様なスポーツ芸術文化を通じた活動の場づくりに取り組んでまいります。

また、本町にはとちかち鹿追ジオパークがあり、その成り立ちや仕組みを知り、ジオを学

び楽しむ場所があることから、町民に親しむことのできる機会を充実させるとともに、次代にしっかりと継承していく環境を整えてまいります。

「新たな教育モデル」の実現として、第二は、今後の社会環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成についてであります。

人口減少やグローバル化、デジタル技術の進展など社会経済環境が大きく変化する中、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力を備えた人材を継続的に輩出することが求められております。

義務教育においては、様々な分野、地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を目指し、鹿追中学校及び瓜幕中学校での「国際バカロレア」の認定に向け、探究教育の充実を図るとともに、教育DXの時代に対応した児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学校との一貫教育である鹿追高校の探究教育についても支援をし、幼児教育から高校までの主体的対話的で深い学びを実現する新たな本町の教育モデルの具現化に取り組んでまいります。

結びに、生涯にわたる個人の成長を目的とする「学び」は、学校教育で完結するものではなく、社会教育、家庭教育を含む生涯学習社会の実現が不可欠であります。

本町が持つ自然や歴史・文化・産業など、特色ある多様な資源を生かして、地域社会全体の幸せの向上を目指し、持続可能な地域作りを担う人材を育成する教育に全力で取り組んでまいります。

町理事者・町議会・町民各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安藤幹夫）

これで教育行政執行方針を終わります。

---

日程7 請願第1号 食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立  
と酪農・畜産・経営の安定を求める請願

○議長（安藤幹夫）

日程7、請願第1号、食料安全保障の強化及び食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産・経営の安定を求める請願を議題とします。

本件は、会議規則第92条の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査

としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

よって、本件は産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程 8 議案第 2 号 鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について

日程 9 議案第 3 号 鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 8、議案第 2 号、鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について。

日程 9、議案第 3 号、鹿追町個人情報保護審査会条例の制定について。

以上 2 件について関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案の提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 2 号、鹿追町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第 3 号、鹿追町個人情報保護審査会条例の制定については関連がありますので、一括して説明させていただきます。

条例制定の要旨について御説明いたします。

社会全体のデジタル化への対応、個人情報の国際的な制度調和および成長戦略への整合性を図るため、令和 3 年 5 月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。

この中で第 50 条および第 51 条の規定により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され現行法制の付近不整合を是正するため個人情報保護法行政機関個人情報保護法、独



立行政法人等個人情報保護法の三つの法律を一つに統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律において国と同じ規律として全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護審査委員会に一元化するとともに国がガイドラインなどを示すことにより地方公共団体の的確な運用を隠す確保するもので、令和5年4月1日から施行されますことからこれまでの鹿追町個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定して、併せて鹿追町個人情報保護審査委員会条例の制定と鹿追町情報公開条例および、鹿追町まちづくり基本条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第2号および議案第3号について制定の要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号、第3号は新規条例のため総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

よって本案は、総務文教常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程10 議案第4号 報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（安藤幹夫）

日程10、議案第4号、報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第4号は、報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正要旨を申し上げます。

条例で規定しております月額報酬について管内における支給額状況等を鑑み、農業委員会委員、教育委員会委員、識見を有する監査委員のそれぞれの月額支給額を改正し、併せて支給についても日割りをもって計算した額を支給できるよう規定を追加するものであります。

なお、施行は令和5年4月1日からとなるものであります。以上報酬および費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 11 議案第5号 鹿追町放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 12 議案第6号 鹿追町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部改正する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 11、議案第 5 号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正する条例の制定について。

日程 12、議案第 6 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部改正する条例の制定について。

以上 2 件について関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、意見ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 5 号、鹿追町放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 6 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括して説明させていただきます。

改正要旨を申し上げます。

令和 4 年 9 月に静岡県において送迎バス置き去りにされた園児が亡くなるという事案が発生いたしました。この事案を受けて、児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加え、合わせて文言の整理を行うものであります。

以上、議案第 5 号および議案第 6 号を一括で改正要旨をご説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程13 議案第7号 鹿追町特定教育保育施設および特定地域保育型事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程13、議案第7号、鹿追町特定教育保育施設および特定地域保育型事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第7号は鹿追町特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正要旨を申し上げます。

民法等の一部を改正する法律の施行により民法および児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除され、併せて特定教育保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令も施行されたため、懲戒に関する権限の乱用禁止の規定を削り合わせて文言の整理を行うものであります。

以上、鹿追町特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨をご説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程14 議案第8号 鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程15 議案第9号 鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（安藤幹夫）

日程14、議案第8号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 15、議案第 9 号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。  
以上 2 件については関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、意見  
ごと採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (安藤幹夫)

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第 8 号、鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 9 号、鹿追町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について関連があ  
りますので、一括で御説明させていただきます。

改正要旨を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律が令和 5 年 4 月 1 日から  
施行されることに伴い関係省庁から、こども家庭庁に所掌事務が移管されることによりま  
して、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第 8 号及び議案第 9 号を一括で改正要旨の御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 (安藤幹夫)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (安藤幹夫)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (安藤幹夫)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 16 議案第 10 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 17 議案第 11 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 16、議案第 10 号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 17、議案第 11 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件について関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 10 号、子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 11 号、重度心身障害者及びひとり親家庭等を医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

改正要旨を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、こども家庭庁に所掌事務が移管されることによりまして、所要の改正を行うものであります。

以上議案第 10 号及び議案第 11 号を一括で改正要旨の説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人



○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 18 議案第 12 号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 19 議案第 13 号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 20 議案第 14 号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程 18、議案第 12 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 19、議案第 13 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 20、議案第 14 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 3 件については関連がありますので、一括提案説明と質疑、討論を行い、議件ごとに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 12 号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 14 号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して御説明させていただきます。

改正要旨を申し上げます。

ただいまの三つの条例は、それぞれ令和4年度末を期限としておりますが、持家住宅奨励制度、賃貸住宅建設促進、家賃の一部助成の成果、また継続の要望等々を勘案いたしまして1年間延長し、令和5年度末までとしたいとするものであります。

以上、議案第12号から議案第14号まで一括で改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり、可決されました。

これより議案第13号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 21 議案第 15 号 鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（安藤幹夫）

日程 21、議案第 15 号、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 15 号は、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正要旨を申し上げます。

出産育児一時金について、社会保障審議会医療保険部会において、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額推計等を勘案し、全国で一律 50 万円に引き上げるよう議論され、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から 8 万円増額することとなるため、所要の改正を行うものであります。

以上、鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての改正要旨を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 22 議案第 16 号 令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 22、議案第 16 号、令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 16 号は、令和 4 年度一般会計補正予算（第 9 号）となるものです。

令和 4 年度一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり歳入歳出からそれぞれ 5,851 万 5,000 円を減額しまして、総額を 78 億 3,388 万 7,000 円とするものであります。

第 2 条は、継続費の補正変更について、第 3 条は債務負担行為の補正追加について、第 4 条は地方債の補正、追加変更についてであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、46 ページより御説明いたします。

款、項、目、議会費で、報酬から負担金の合計で 124 万 6,000 円の減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料から負担金で、需用費合計 776 万円、負担金で 58 万 5,000 円の追加を含め、合計で 1,153 万円の減額。

文書広報費の旅費及び負担金の合計で 203 万 6,000 円の減額。

財産管理費は財源内訳の補正であります。

支所費の需用費、燃料費で 30 万円の追加。

企画振興費の負担金で 30 万円の減額。

交通安全推進費の旅費で1万5,000円の減額。

公害防災費の報酬から負担金の合計で21万6,000円の減額。

車両管理費の需用費、燃料費で69万円の追加。

ライディングパーク費の需用費、燃料費で8万円の追加。

ジオパーク事業費は、財源内訳の補正であります。

ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域の委託料で2,016万2,000円の減額。

選挙費、選挙管理委員会費の報酬から需用費の合計で36万2,000円の減額。

参議院議員選挙費の報酬から役務費の合計で32万9,000円の減額。

項、目、監査委員費の旅費で4万9,000円の減額。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費及び繰出金の合計で332万2,000円の減額。

心身障がい者特別対策費の負担金及び扶助費の合計で1,035万2,000円の減額。

北海道医療給付事業費は財源内訳の補正であります。

老人福祉費の報償費から扶助費の合計で273万7,000円の減額。

在宅福祉費の委託料から繰出金で介護会計への繰出金72万5,000円の追加を含め、合計で42万6,000円の減額。

児童福祉費、児童福祉施設費の報酬から需用費、燃料費の3万円の追加を含め、合計で62万5,000円の減額。

児童措置費の報酬から扶助費の合計で158万8,000円の減額。

こども園費の報酬から償還金で過年度分返還金175万円の追加を含め、合計で175万円の減額。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、合計3,512万6,000円の減額。

保健指導費の報酬から扶助費の合計で507万7,000円の減額。

トリムセンター費の需用費、燃料費で77万円の追加。

清掃費、清掃総務費の旅費で1万6,000円の減額、需用費合計で22万1,000円の追加、負担金で127万6,000円の追加。

農林費、農業費、農業委員会費の使用料で6万2,000円の減額。

農業振興費の報償費から負担金で、環境保全型農業直接支援金208万8,000円の追加を含め、合計で1,485万5,000円の減額。

農業開発研究費の需用費、燃料費で31万円の追加。

畜産業費の報償費から負担金で自衛防疫事業補助金 99 万 5,000 円の追加を含め、合計で 32 万 3,000 円の追加。

環境保全センター費の委託料で 1,394 万 6,000 円の追加、備品購入費で 416 万円の減額、負担金で 444 万 9,000 円の追加。

農業用水事業費の需用費から繰出金で需用費、光熱水費で 186 万円、負担金で 2 万 7,000 円の追加を含め、合計で 1,195 万 9,000 円の減額。

土地改良事業費の旅費から負担金で道営土地改良を 3 地区合計で 2,080 万 4,000 円の追加を含め、合計で 1,985 万 2,000 円の追加。

産業後継者対策費の旅費および負担金の合計で 45 万円の減額。

林業費、林業振興費の報償費から負担金で、有害鳥獣駆除に 46 万 3,000 円の追加を含め、合計で 62 万 4,000 円の減額。

款、項、商工費、商工業振興費の負担金で 57 万円の減額。

観光費の報酬から負担金の合計で 71 万 2,000 円の減額。

陶芸センター費の役務費で 3 万円の減額。

魚族資源保護対策費は財源内訳の補正であります。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の報酬で 46 万円の減額、除雪経費として需用費合計で 158 万円、委託料で 1,000 万円のそれぞれ追加。

道路新設改良費の委託料及び工事請負費の合計で 83 万円の減額。

項、目、河川費の需用費及び工事請負費の合計で 122 万 7,000 円の減額。

都市計画費、公園緑地の報酬から報償費の合計で 54 万 2,000 円の減額。

花とみどり費の報酬から、需用費の合計で 51 万 1,000 円の減額。

住宅費、住宅管理費の需用費、修繕料で 32 万 3,000 円の追加。補償補填で 46 万円の減額。

住宅建設費の委託料及び工事請負費の合計で 75 万 6,000 円の減額。

款、項、消防費、非常備消防費の旅費から負担金の合計で 11 万円の減額。

教育費、教育総務費、教育委員会費の旅費で 21 万 6,000 円の減額。

事務局費の旅費から負担金の合計で 31 万 2,000 円の減額。

教育振興費の報償費から貸付金で、需用費合計で 47 万円、備品購入費で 2 万 6,000 円のそれぞれの追加を含め、合計で 1,008 万 9,000 円の減額。

共同調理場費の報酬および職員手当等の合計で 63 万 5,000 円の減額。

小学校費、学校管理費の報酬から備品購入費で、役務費で1万7,000円、備品購入費で24万8,000円のそれぞれ追加を含め、合計で134万円の減額。

中学校費、学校管理費の工事請負費及び扶助費の合計で798万円の減額。

社会教育費、社会教育総務費の報酬から負担金の合計で48万1,000円の減額。

社会教育施設費の需用費、燃料費で228万円の追加、委託料で合計13万3,000円の減額。

図書館費の報酬で5万8,000円、需用費合計で15万5,000円、役務費で2万9,000円のそれぞれ追加。

神田日勝記念美術館費の報酬から委託料で、需用費、修繕料で3万円の追加を含め合計で16万6,000円の減額。

青少年活動推進費の負担金で20万4,000円の減額。

保健体育費、体育振興費の需用費、修繕料で温水プール修繕のために253万9,000円の追加、負担金で合計25万2,000円の減額。

款、項、公債費、元金及び利子につきましては、財源内訳の補正であります。

諸支出金、項、目、基金費の積立金で合計3,969万4,000円の追加であります。

次に歳入、35ページから御説明いたします。

地方譲与税、項、目、森林環境譲与税の森林環境譲与税で62万2,000円の追加、。

款、項、目、地方交付税の地方交付税で121万3,000円の減額。

分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で1,126万5,000円の追加。

負担金、民生費負担金の社会福祉負担金で82万9,000円の減額。

使用料及び手数料、使用料、総務使用料の総務管理使用料で169万円の追加。

民生使用料の児童福祉使用料で30万円の追加。

農林使用料の農業使用料で736万7,000円の追加。

商工使用料の商工使用料で33万8,000円の追加。

教育使用料の教育総務使用料で18万9,000円の減額。

保健体育使用料で27万円の減額。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で合計532万8,000円の減額。

児童福祉費負担金で24万3,000円の減額。

国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金で1,344万1,000円の減額。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で合計62万2,000円の減額。

土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金で37万9,000円の追加。

住宅費補助金で76万7,000円の減額。

教育費国庫補助金の小学校費補助金で合計294万3,000円の追加。

中学校補助金で67万3,000円の追加。

委託金、教育費委託金、教育総務費委託金で19万円の減額。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で合計325万3,000円の減額。

児童福祉費負担金で3万8000円の減額。

道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で合計18万7,000円の追加。

農林費道補助金、農業費補助金で合計403万1,000円の追加。

林業費補助金で64万1,000円の減額。

教育費道補助金の教育総務費補助金で15万2000円の減額。

小学校費補助金で2万9,000円の減額。

中学校費補助金で2万3,000円の減額。

委託金、総務費委託金の選挙費委託金で95万円の追加。

農林費委託金の農業費委託金で47万6,000円の追加。

土木費委託金の河川費委託金で2万8,000円の追加。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の土地建物貸付収入で175万4,000円の減額。

利子及び配当金の利子及び配当金で合計23万6,000円の減額。

財産売払収入、不動産売払収入の立木売払収入で415万2,000円の追加。

土地売払収入で160万円の追加。

物品売払収入の物品売払収入で合計59万2,000円の追加。

農産物売払収入で37万7,000円の追加。

水産物売払収入で167万円の追加。

款、項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で企業版ふるさと納税といたしまして、帯広市のオールジャパングリーダーズサービス株式会社、代表取締役、小森唯永様から300万円、札幌市の株式会社セイコーマート、代表取締役社長、赤尾洋昭様から50万円、恵庭市のMSK農業機械株式会社、代表取締役社長、齊藤良幸様から10万円の合計360万円の追加。

総務費寄附金、総務管理費寄附金で帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のために10万円の追加。



民生費寄附金、社会福祉費寄附金で福祉のために東京都の肥田道彦様から4万円、町内笹川の最上英雄様から30万円、帯広市の帯広鹿追会会長、松原和夫様から20万円の合計54万円の御寄附をいただき、53万9,000円の追加。

繰入金、基金繰入金、減債基金繰入金の減債基金繰入金で1億円の減額。

町づくり基金繰入金の町づくり基金繰入金で895万3,000円の減額。

林業振興基金繰入金の林業振興基金繰入金で4万8,000円の追加。

鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で100万円の減額。

修学基金繰入金の修学基金繰入金で356万3,000円の減額。

諸収入、項、目、貸付金元利収入の貸付金元利収入で320万1,000円の追加。

項、目、雑収入の雑入で合計4,069万1,000円の追加。

款、項、町債、総務債の総務管理債で、合計280万円の減額。

民生費、民生債の児童福祉債で250万円の減額。

農林債の農業債で合計490万円の減額。

商工債の商工債で合計200万円の追加。

土木債の道路橋りょう債で200万円の追加。

教育債の教育総務債で合計1,000万円の追加。

小学校債で440万円の減額。

中学校債で300万円の減額であります。

次に30ページの第2表、継続費補正変更について御説明いたします。

総務費、総務管理費で、事業名は役場周辺エリアZ E C化事業で入札の結果、総額から3,028万4,000円を減額し、1億2,650万円とし、年割額の令和4年度は2,016万2,000円減額し、3,208万2,000円に、令和5年度は2,032万3,000円を減額し、7,292万円に、令和6年度は1,020万1,000円を追加し、2,149万8,000円にそれぞれ変更するものであります。

次に土木費、河川費の事業名が然別演習場障害防止事業（場内砂防工）で、総額から79万2,000円を減額し、4,045万3,000円とし、年割額の令和5年度を3,295万4,000円に変更するものであります。

次に31ページの第3表、債務負担行為（追加）について御説明いたします。

事項は町営牧場バーチカルミキサ一購入事業で、期間は令和5年度から令和8年度で、限度額を2,992万円以内とするものであります。

次に 32 ページの第 4 表の地方債の補正（追加・変更）について御説明いたします。

初めに追加であります。起債の目的は緊急防災・減災事業で、限度額を 1,140 万円とするものであります。

次に変更は、記載の目的は過疎対策事業で限度額から 1,150 万円を減額し、補正後の限度額を 2 億 1,250 万円に。

辺地対策事業は、限度額から 350 万円を減額して補正後の限度額を 670 万円とし、限度額以外の変更はありません。

以上、一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時 15 分とします。

休憩 12 時 08 分

---

再開 13 時 15 分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから歳出、46 ページ、総務費から 5 款、農林費 57 ページまでと関連の歳入について質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

48 ページの総務費、総務管理費、ゼロカーボン推進費・脱炭素先行地域と関連しまして 30 ページの同じ継続費のところ、役場周辺エリア Z E C 化事業についての減額補正について質問します。

委託料 2,000 万円の減額の補正で、3 年にかかる事業では 3,000 万円ほどの減額となっています。1 億 5,678 万 4,000 円から 1 億 2,650 万円ということで 3,000 万円ぐらいの減額となっています。こちらの理由についてお伺いします。

○議長（安藤幹夫）

答弁、松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

前に常任委員会でもちょっと御説明させていただきましたけれども、この案件につきましては指名競争入札を実施しておりまして、3者により確か指名競争入札を実施した結果、落札額において約3,000万円程度減額されたと。今回の2,000万円は、令和5年度分の減額分が減額しておりますので、全体ではまだ3,000万円と1,000万円ぐらい違いますけれども、令和6年、令和7年の中で相殺されると全体で3,000万円程度が減額されるというようになっています。よろしく願いいたします。

○議長（安藤幹夫）

再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口優子）

昨年の9月議会の時に私、これについて質疑をさせていただきました。

ここで1者だけでの見積もりではなくて複数者の見積もりということで、契約も随意契約ではなくてというお話をさせていただいたかと思います。

それでそのことを受けて指名競争入札にさせていただいたということかと思う。

副町長、さっき3者とおっしゃっていたのですけれど、7者の指名競争入札だと思っています。この業者さんが変わったので3,000万円減ったということによろしいですか。

○議長（安藤幹夫）

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

申し訳ございません。業者が変わったというのはどういうことを言うか今ちょっと理解できないのですが。

○議長（安藤幹夫）

山口優子議員。

○2番（山口優子）

はじめ1億5,000万という見積もりを取ったときと実際落札したときと、指名競争入札にしたことによって、見積もりを出したところが変わったからという理解でよろしいですか。

○議長（安藤幹夫）

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

予定価格につきましては、町の方で見積もり等を参考にしながら、それぞれ予定価格をまず設定しております。その中で、それぞれ札入れされた業者さんの結果として、3,000万円落ちたということなので、それ以上でもそれ以下でもないということで御理解願います。

○議長（安藤幹夫）

他にありませんか。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

まず47ページの地域つながり活動助成金。もう一点が56ページの道営土地改良事業負担金の件について御質問いたします。

まず地域つながり活動助成金、当初250万円確か予算化して進められ、ここで200万円戻っているわけですが、実質50万円が利用されたということですが、何件実施されて具体的にどういう内容で実施されたのかということをお報告願いたい。

それから、道営土地改良事業の瓜幕地区水利施設整備事業、令和4年度で終了することができて大変長くかかりましたけれども、大雨が来ても一応瓜幕で一回止めることができるという水路を造っていただきました。

それで令和4年度の工事後、道道から東、町道の28号沿いに水路が設置されたわけですが、その水路と道路、町道との間が基準でいくと水量が柵ができる基準まで深くないということなのかもしれませんけれども、民家がありましてその民家の方がちょっと危険なので柵なり安全対策をしてほしいという要望があって、一度お話をさせていただいていますが、この件がどうなったのかということを確認したいと思います。二点です。

○議長（安藤幹夫）

答弁、草野企画課長。

○企画課長（草野礼行）

まずつながり活動助成金の関係からお答えをさせていただきたいと思います。

今現在、実施されて実績をいただいているのが五つの行政区からで、今年度末までにもう3行政区が実績を報告する見込みとなっており、合計で8行政区の予定でございます。合計で約50万円程度となるかと思います。

それから実際に行われている内容でございますが、基本項目六項目がございまして、防

犯交通安全関係、それから清掃、花壇作り、それから健康づくりに関する講師が地域に向いて講習会等をやっている。

後は独自事業というのもございますが、基本的に今の三つの項目が多くやられている内容かなと思っています。以上です。

○議長（安藤幹夫）

答弁、檜山農業振興課長。

○農業振興課長（檜山敏行）

道路事業で造成した排水路の関係でございますけども、台蔵議員より依頼がありましたように受益者と話をし、今どういう方法が一番いいのかいろいろ検討している最中でございます。

もう事業は終わっているから事業ではできないことから、一応経済的で安全でということで地元の方といろいろ話をしているところでございます。以上です。

○4番（台蔵征一）

ありがとうございます。2件ともこの場は了承します。

つながりの関係は予算委員会の中でもまだ質問一回させていただきたい。

あと今の関係、是非、なかなか道営事業そのものが終わってしまって、今まで造ってきたような柵ができると私も思っていないけど、何とかあまりお金のかからない範ちゅうで対策を打っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（安藤幹夫）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

続きまして、6款、商工費から11款、諸支出金までと、関連の歳入について質疑を行います。

説明員の入替えを行います。

—説明員入替え—

○議長（安藤幹夫）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（安藤幹夫）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 23 議案第 17 号 令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 23、議案第 17 号、令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 17 号は、令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 112 万 8,000 円を減額しまして、総額を 8 億 350 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、74 ページより御説明いたします。

国民健康保険事業費納付金、医療費給付費分、一般被保険者医療費給付費分、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分、項、目、介護納付金はそれぞれ財源内訳の補正であります。

款、項、目、保健事業費の委託料で 3 万 1,000 円の追加、諸支出金、繰出金、直営診療

施設勘定繰出金の繰出金で 115 万 9,000 円の減額であります。

次に歳入、72 ページから御説明いたします。

款、項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 226 万 8,000 円、後期高齢者支援金分現年課税分で 71 万 2,000 円、介護納付金分現年課税分で 30 万 3,000 円のそれぞれ追加。

医療給付費分滞納繰越分で 13 万 5,000 円、後期高齢者支援金分滞納繰越分で 1 万 3,000 円、介護納付金分滞納繰越分で 2,000 円のそれぞれ減額。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の特別交付金で合計 112 万 9,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で 313 万 2,000 円の減額であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 24 議案第 18 号 令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算  
（第 3 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 24、議案第 18 号、令和 4 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 18 号は、令和 4 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和 4 年度国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正であり、（3）年間患者数、1 入院 9,855 人から 1,460 人減といたしまして 8,395 人に、2 外来 1 万 6,940 人に 484 人増としまして、1 万 1,7424 人に、（4）一日平均患者数、1 入院 27 人から 4 人減として 23 人に、2 外来 70 人に 2 人増として 72 人に、（5）建設改良費、1 有形固定資産購入費 860 万円から 35 万 8,000 円を減額しまして、824 万 2,000 円にそれぞれ改めるものであります。

第 3 条は予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 461 万 8,000 円を追加し、第 2 項、医業外収益から 3,254 万 3,000 円を減額し、合計 2,792 万 5,000 円を減額しまして、補正後の額を 5 億 9,396 万 6,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用から 1,361 万 2,000 円を減額し、第 2 項、医業外費用に 50 万 9,000 円を追加し、第 3 項、特別損失から 2 万 9,000 円を減額し、合計 1,313 万 2,000 円を減額し、補正後の額を 6 億 875 万 9,000 円に改めるものであります。

なお、支出額に対しまして不足する収入額 1,479 万 3,000 円につきましては、議案に記載しておりませんが、地方公営企業法第 32 条の 2 及び鹿追町国民健康保険病院事業の余剰金の処分等に関する条例第 4 条、欠損の処理の規定により、未処分利益積立金をもって補填することとしております。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、括弧書き中の資本的収入が、資本的支出に対して不足する額 4,501 万 1,000 円に 119 万 9,000 円を追加しまして 4,621 万円に改め、収入の補正は、第 1 款、資本的収入、第 1 項、他会計補助金から



155万7,000円を減額しまして、補正後の額を170万2,000円に。

支出は、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から35万8,000円を減額しまして、補正後の額を4,791万2,000円にそれぞれ改めるものであります。

第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費、3億9,379万5,000円から2,075万9,000円を減額し、3億7,303万6,000円に、(2)交際費、22万円から10万円を減額し、12万円にそれぞれ改めるものであります。

第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、2億6,819万2,000円から3,615万9,000円を減額し、2億3,203万3,000円に改めるものであります。

次に、補正予算の内容につきまして、補正予算説明書により御説明いたします。

初めに収益的収入及び支出の収入につきましては、病院事業収益、医業収益、入院収益で1,533万6,000円の減額。

外来収益で1,453万6,000円、その他医業収益で合計541万8,000円のそれぞれ追加。

医業外収益、他会計補助金で合計3,460万2,000円、患者外給食収益で3万4,000円、その他医業外収益で131万5,000円のそれぞれ減額。

補助金で340万8,000円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で、合計2,075万9,000円の減額。

経費で合計666万8,000円、減価償却費で4万9,000円、資産減耗費で合計77万円のそれぞれ追加。

研究研修費で合計34万円の減額。

医業外費用、消費税及び地方消費税で50万9,000円の追加。

項、目、特別損失で2万9,000円の減額であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入、項、目、他会計補助金で155万7,000円の減額であります。

支出につきましては、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で35万8,000円の減額となるものであります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(安藤幹夫)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は挙手にて行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 25 議案第 19 号 令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）  
について

○議長（安藤幹夫）

日程 25、議案第 19 号、令和 4 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 19 号は、令和 4 年度簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 4 年度簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 395 万 7,000 円を減額しまして、総額を 2 億 1,558 万 3,000 円とするものであります。

補正予算につきまして歳出、87 ページより御説明いたします。

事業費、水道総務費、一般管理費の職員手当等で 5 万 2,000 円の追加。

委託料で 13 万 3,000 円の減額。

負担金で 32 万 8,000 円の追加。

公課費で 439 万 3,000 円の減額。

水道施設費、施設管理費の需用費合計で 320 万円の追加。

委託料で 55 万 1,000 円、工事請負費で合計 81 万 4,000 円、備品購入費で 113 万円、負担金で 51 万 6,000 円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、86 ページから御説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で 19 万 2,000 円の減額。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 1,252 万 1,000 円の減額。

諸収入、受託事業収入、受託事務収入の受託事務収入で合計 18 万 7,000 円の追加。

項、目、雑入の雑入で 856 万 9,000 円の追加であります。

以上、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 19 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

について

○議長（安藤幹夫）

日程 26、議案第 20 号、令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 20 号は、令和 4 年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 4 年度下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 129 万円を減額しまして、総額を 2 億 7,843 万 6,000 円とするものであります。

第 2 条は地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきまして歳出、96 ページより御説明いたします。

管理費、項、目、一般管理費の委託料で 19 万 6,000 円の減額。

負担金で合計 12 万 1,000 円の追加。

施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費、光熱水費で 26 万 1,000 円の追加。

役務費で 33 万円、委託料で 7 万 5,000 円のそれぞれ減額。

農業集落排水施設管理費の需用費、光熱水費で 152 万 8,000 円の追加。

委託料で 17 万 1,000 円、工事請負費で 110 万円のそれぞれ減額。

款、項、事業費、農業集落排水事業費の委託料で 130 万 9,000 円の減額。

工事請負費で 150 万円の追加。

個別排水処理施設事業費の委託料で 48 万 7,000 円、工事請負費で 103 万 2,000 円のそれぞれ減額であります。

次に歳入、95 ページから御説明いたします。

道支出金、道補助金、農業集落排水事業費補助金の農業集落排水事業費補助金で 9 万 6,000 円の追加。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 151 万 4,000 円の追加。

款、項、町債、下水道事業債の農業集落排水施設事業債で 60 万円、個別排水処理施設整備事業債で 210 万円、地方公営企業法適用化事業債で 20 万円のそれぞれ減額となるものであります。

次に 92 ページの第 2 表、地方債の補正変更について御説明いたします。

起債の目的は農業集落排水施設事業で、限度額から 60 万円を減額して、補正後の限度額を 970 万円に、個別排水処理施設整備事業債は、限度額から 210 万円を減額しまして、補正後の限度額を 1,950 万円に、地方公営企業法適用化事業は、限度額から 20 万円を減額して、補正後の限度額を 680 万円とするもので、それ以外それぞれ限度額の以外の変更はございません。

以上、下水道特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 20 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 27 議案第 21 号 令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
について

○議長（安藤幹夫）

日程 27、議案第 21 号、令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本副町長）

議案第 21 号は、令和 4 年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 4 年度介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1,219 万 4,000 円を追加しまして、総額を 5 億 4,176 万 2,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出 107 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の旅費で 5 万 4,000 円の減額。

介護認定審査会費、認定調査費の委託料で 4 万 4,000 円の追加。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で 900 万円の減額。

居宅介護サービス計画給付費の負担金で 121 万 4,000 円の追加。

施設介護サービス給付費の負担金で 1,100 万 8,000 円の追加。

福祉用具購入費の負担金で 16 万円の追加。

高額介護合算療養費の負担金で 60 万円の減額。

項、目、特定入所者介護サービス等費の負担金で 300 万円の減額。

地域支援事業費、項、目、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金で 3 万 7,000 円の追加。

項、目、一般介護予防事業費は、財源内訳の補正であります。

包括的支援事業・任意事業費、包括的支援事業費の職員手当等で 24 万 3,000 円の減額。

任意事業費、生活支援体制整備事業費は財源内訳の補正であります。

款、項、積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で 1,262 万 8,000 円の追加であります。

次に歳入、103 ページから御説明いたします。

款、項、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の現年度分で 164 万 2,000 円の減額。

滞納繰越分で 2 万 1,000 円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で 4 万 5,000 円の追加。

国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で 323 万 3,000 円の追加。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で 1 万 4,000 円の減額。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で 4 万 4,000 円の減額。

保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金で 7 万 7,000 円の減額。

介護保険保険者努力支援交付金の介護保険保険者努力支援金交付支援交付金で11万5,000円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で66万8,000円の減額。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で9,000円の減額。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で2万4,000円の減額。

款、項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で173万8,000円の減額、過年度分で28万円の追加。

地域支援事業交付金の現年度分で23万2,000円の減額。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で2万7,000円の減額。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援）の現年度分で34万6,000円の追加。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で4万4,000円の減額。

その他一般会計繰入金の事務費繰入金で1万円の減額。

低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で26万5,000円、過年度分で19万5,000円のそれぞれ追加。

款、項、目、繰越金の前年度繰越金で1,262万8,000円の追加。

諸収入、雑入、返納金の返納金で3万3,000円の追加。

雑入の雑入で43万8,000円の減額であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程 28 議案第 22 号 令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（安藤幹夫）

日程 28、議案第 22 号、令和 4 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 22 号は、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）となるものです。

令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出それぞれ 273 万 6,000 円を追加しまして、総額を 9,845 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出 116 ページより御説明いたします。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で 273 万 6,000 円の追加であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

款、項、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の現年度分で 153 万 5,000 円の減額。

普通徴収保険料の現年度分で 387 万 3,000 円の追加。

款、項、目、繰越金の前年度繰越金で 39 万 8,000 円の追加であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は 14 時 20 分とします。

休憩 13 時 55 分

再開 14 時 20 分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程 29 議案第 23 号 令和 5 年度鹿追町一般会計予算について

日程 30 議案第 24 号 令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 31 議案第 25 号 令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 32 議案第 26 号 令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程 33 議案第 27 号 令和 5 年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程 34 議案第 28 号 令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程 35 議案第 29 号 令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（安藤幹夫）

日程 29、議案第 23 号、令和 5 年度鹿追町一般会計予算について。

日程 30、議案第 24 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について。

日程 31、議案第 25 号、令和 5 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について。

日程 32、議案第 26 号、令和 5 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について。

日程 33、議案第 27 号、令和 5 年度鹿追町下水道特別会計予算について。

日程 34、議案第 28 号、令和 5 年度鹿追町介護保険特別会計予算について。

日程 35、議案第 29 号、令和 5 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について。

以上 7 件については関連がありますので、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 23 号、令和 5 年度鹿追町一般会計予算及び議案第 24 号、令和 5 年度国民健康保険特別会計予算から第 29 号、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算までの 6 特別会計、計 7 件につきまして、一括説明をさせていただきます。

予算書の表紙を開いていただき、令和 5 年度鹿追町各会計予算書別集計表によりその規模等を申し上げまして説明とさせていただきます。

令和 5 年度当初予算と令和 4 年度当初予算の比較であります。

まず、令和 5 年度一般会計当初予算額は骨格予算での編成であり、68 億 8,200 万円となっており、前年度当初予算額対比では 2,600 万円、0.4%の増であります。

その要因につきましては、新型コロナウイルス緊急経済対策事業及び新型コロナワクチン接種事業、牧場用農業機械更新事業、広域消防指令システム更新事業等の終了により減となる一方で、電気料、燃料単価の高騰、鹿追小学校体育館及び大型屋外遊具の整備、鹿追高校生の支援、乳房炎罹患牛廃用助成などにより全体で増となるものであります。

以下 6 特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、当初予算額は 7 億 6,704 万 7,000 円であり、対前年比 3,242 万 1,000 円、4.1%の減であります。その要因は、療養給付費、高額療養費、国保事務納付金のそれぞれが減となることによるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支を合わせ当初予算額は 6 億 4,592 万 6,000 円であり、前年対比 1,927 万 5,000 円の 2.9%の減であります。その要因につきましては、収益的収支で給与費の増があるものの、資本的収支で、企業債償還金が減となることによるものであります。

簡易水道特別会計につきましては、当初予算額は 2 億 266 万 4,000 円であり、前年対比

1,083万2,000円、5.1%の減であります。その要因は、光熱水費、公営企業法適用化委託料、本町市街地区水源新設事業がそれぞれ増となりますが、道営担い手畑総瓜幕地区水道事業分が完了のため、負担金が減となることによるものであります。

下水道特別会計につきましては、当初予算額は3億9,830万7,000円であり、前年対比1億3,172万3,000円、49.4%の増であります。その要因につきましては、鹿追地区処理施設更新事業及び瓜幕地区農集排施設事業計画策定業務により増となるものであります。

介護保険特別会計につきましては、当初予算額は5億1,691万8,000円であり、前年対比1,072万6,000円、2.0%の減であります。その要因は、保険給付費の減及び生活支援体制整備事業を一般会計へ移行したことによるものであります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額は1億257万3,000円であり、前年対比448万7,000円、4.6%の増であります。その要因は、後期高齢者医療広域連合納付金が増となることによるものであります。

全会計では、当初予算総額95億1,543万5,000円であり、前年対比8,895万6,000円、0.9%の増となるものであります。

以上、議案第23号、鹿追町一般会計予算及び第24号から第29号までの6特別会計予算について一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

お諮りします。

本案については、議長を除く10人の委員で構成する、令和5年度鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

異議なしと認めます。

本案については、令和5年度、鹿追町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時40分とします。

休憩 14時27分

再開 14時40分

○議長（安藤幹夫）

休憩前に引き続き会議を再開します。

令和5年度鹿追町各会計予算審査特別委員会の結果について報告いたします。

委員長に加納茂委員、副委員長に畑久雄委員が互選されました。

日程は3月14日、17日、22日に行われることに決定いたしましたので、併せて報告いたします。

---

日程 36 議案第 30 号 財産の取得について

○議長（安藤幹夫）

日程 36、議案第 30 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 30 号は財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は町営牧場用バーチカルミキサー購入一式であります。

契約の方法は随意契約であり、契約金額は 2,992 万円で、契約の相手方は河東郡鹿追町新町 4 丁目 51 番地、鹿追町農業協同組合代表理事組合長、木幡浩喜氏と現在仮契約を締結中であります。

以上財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安藤幹夫）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程37 発委第1号 鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（安藤幹夫）

日程37、発委第1号、鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

台蔵征一議会運営委員長。

○4番（台蔵征一）

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則14条第3項の規定により提出いたします。

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例制定に係る提案理由について。

制定の趣旨、令和3年個人情報の保護に関する法律の改定に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変更となる。

議会が保有する個人情報については、鹿追町個人情報保護条例で保護されているが、法体系の変更により、地方議会は国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることから、鹿追町の条例から基本的にその適用から除外されることになった。

そのため、議会における個人情報を保護するため、その取扱いにおいて町と差異が生じないように、議会独自で個人情報保護条例を制定するものである。

条例内容、第1章から6章までで、第1条から第58条建てとなっています。

第1章、総則。第1条から第3条まで。

個人情報の適切な取扱いや、個人の権利利益を保護することの条例を制定するための目的や、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定。

第2章、個人情報等の取扱い。第4条から第16条。

個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定。

第3章、個人情報ファイル等。第17条から第18条。

個人ファイル簿などについて規定。

第4章、開示、訂正及び利用停止。第19条から第47条。

個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求権について規定。

第5章、雑則は、第48条から第53条。

保有個人情報の提供除外などの雑則について規定。

第6章は、罰則で第54条から58条。

職員などが正当な理由がないのに他者に情報を提供した場合の罰則などについて規定。

附則としまして施行期日の規定。施行期日を令和5年4月1日から施行する。

以上となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（安藤幹夫）

これより委員長に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤幹夫）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（安藤幹夫）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

散会 14時47分